

大阪教育大学学則（案）

第1章 大学

第1節 目的

（大学の目的）

第1条 大阪教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。

第2節 構成

（学部）

第2条 本学に教育学部を置く。

2 教育学部に次の課程・学科を置く。

学校教育教員養成課程

養護教諭養成課程

教育協働学科

3 教育学部、課程・学科の教育研究上の目的は、別に定める。

第3条 削除

第3節 定員

（定員）

第4条 各課程及び学科等の定員は、次のとおりとする。

学 部	課程又は学科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	幼小教育専攻	480		1,920
		次世代教育専攻			
		教科教育専攻			
		特別支援教育専攻			
		小学校教育（夜間）5年専攻	40		200
	養護教諭養成課程			(3年次) 25	75
			30		120
	小 計		550	(3年次) 25	2,315
	教育協働学科	教育イノベーション専攻	350		1,400
		教育コミュニティ支援専攻			
		グローバル教育専攻			
	小 計		350		1,400
	合 計		900	(3年次) 25	3,715

第4節 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期（前期） 4月1日から9月30日まで

第2学期（後期） 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。この場合において、第1学期（前期）の前半8週を第1ターム、後半8週を第2ターム、第2学期（後期）の前半8週を第3ターム、後半8週を第4タームとする。

（休業日）

第7条 定期休業日を次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

開学記念日 11月1日

- 2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、毎年ごとに定める。
- 3 臨時休業日は、その都度定める。
- 4 休業日であっても、教育実習その他を行うことがある。

第5節 修業年限、教育課程、履修方法等

（修業年限）

第8条 修業年限は4年とする。ただし、小学校教育（夜間）5年専攻にあつては5年とする。

- 2 小学校教育（夜間）5年専攻第3年次編入学した者については、3年とする。
- 3 在学期間は、通算8年、小学校教育（夜間）5年専攻第3年次編入学した者については通算6年を超えてはならない。ただし、再入学及び転入学した者の取扱いについては、別に定める。

（教育課程の編成及び授業の方法）

第9条 教育課程は、大学の目的を達成するために必要な授業科目を開設する教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 4 教育プログラムに関して必要な事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第10条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の履修において修得した単位は、60単位を限度に本学で修得したものとみなすことがある。
- 3 前二項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。
- 4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 5 前項により与えることのできる単位数は、第2項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（メディアを利用した授業等の単位認定）

第10条の2 第9条第3項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

（大学以外の教育施設等における学修並びに入学前の既修得単位等の認定）

第11条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）

を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、前条により本学において履修したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学籍

(入学の時期)

第12条 入学は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることがある。

(入学の資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において審査の上、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 小学校教育（夜間）5年専攻第3年次に編入学することのできる者は、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 入学者の選考は、選抜試験により行う。

2 選抜試験の合格者は、教授会の議を経て学長が決定する。

(入学の許可)

第15条 学長は、前条により選考された者で所定の手続きを行った者に入学を許可する。

2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第74条第1項に定める入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者に、入学を許可する。

(入学の宣誓)

第16条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(再入学)

第17条 第20条に規定する退学した者並びに第24条第1項第1号及び第4号に規定する除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

(転入学)

第18条 本学が認める資格を有する者が、転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することがある。

(転籍)

第19条 転籍を願い出た者については、選考の上、転籍を許可することがある。

(願い出による退学、転学)

第20条 退学、転学しようとするときは、学長に願い出なければならない。

(他の大学等への留学等)

第21条 第10条の規定に基づき、他の大学又は短期大学に入学しようとする者及び外国の大学又は短期大学に留学しようとする者並びに短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣の定める学修を行おうとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第8条に規定する修業年限に算入する。

(休学、復学)

第22条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上休学しようとするとき、又は休学期間中にその理由が消滅し復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のあるときは、許可を得て2年を限り更新することができる。

2 休学の期間は、通算4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、納付しない者
- (2) 第8条第3項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 成業の見込みがないと認められる者
- (4) 行方不明となった者
- (5) 死亡した者
- (6) 納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第25条 卒業の要件は、第8条第1項、又は第2項に定める修業年限以上在学し、別に定める各課程及び学科の卒業に必要な単位数を修得することとする。

2 本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第8条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより3年以上在学すれば足りるものとする。ただし、小学校教育（夜間）5年専攻にあっては4年以上とする。

3 卒業は、学年の終わりとする。ただし、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

(卒業の認定、学位)

第26条 前条による卒業の要件を満たす者について、教授会の議を経て学長が修了を認定し、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第27条 教育職員免許状及びその他諸資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第28条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第29条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第31条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(規定の準用)

第32条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、本節の規定によるほか本章に定める規定を準用する。

第2章 大学院

第1節 目的

（大学院の目的）

第33条 大阪教育大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育委員会や学校現場との密接な連携の下での教員養成や現職教員教育を通じて、教員志望学生や現職教員学生に学校現場での課題に即応できる実践的知識・技能を拡充させるための視点と方法を獲得させ、もって学校における高度な専門的能力及び優れた資質を有する専門職としての教員を養成するとともに教育・学習支援の実践力と課題分析力を備え、自らが有する専門性と異分野の知見を組み合わせることで学校・家庭・地域の教育に最適化できる先導的手法を深く探求し、教育現場の課題解決・価値創造の一翼を担う高度な人材を養成することを目的とする。

第2節 構成

（大学院）

第34条 大学院に教育学研究科及び連合教職実践研究科（以下「連合研究科」という。）を置く。

2 教育学研究科は、修士課程とし、連合研究科は、専門職学位課程とする。

3 教育学研究科に、高度教育支援開発専攻を置く。

4 連合研究科に、高度教職開発専攻を置く。

5 連合研究科は、大阪教育大学、関西大学、近畿大学との間で締結された協定書に基づき設置するもので、本学を基幹とし、本学内に設置する。

6 教育学研究科及び連合研究科の各専攻の教育研究上の目的は、別に定める。

第3節 定員

（定員）

第35条 教育学研究科高度教育支援開発専攻の定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
高度教育支援開発専攻	50	100

2 連合研究科高度教職開発専攻の定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
高度教職開発専攻	150	300

第4節 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第36条 大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条の規定を準用する。

第5節 修業年限、教育課程、履修方法等

（修業年限等）

第37条 大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、当該学生（以下「長期履修学生」という。）の修業年限を3年とすることを認めることができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

4 大学院の在学期間は、通算4年を超えてはならない。ただし、長期履修学生として認められた者の在学期間は、通算5年を超えてはならないものとする。

5 再入学及び転入学した者の取扱いについては、別に定める。

（指導教員）

第38条 研究科長は、学生の指導教員を定める。

（教育課程の編成及び授業の方法）

第39条 教育課程の編成及び授業の方法は、第9条の規定を準用するほか、別に定める。

（教育方法の特例）

第40条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

（他の大学院における履修）

第41条 教育上有益と認めるときは、本学が定めるところにより、学生に他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定により他の大学院又は外国の大学院で履修した期間は、第37条に規定する修業年限に算入する。

3 第1項の規定により修得した単位は、教育学研究科にあつては10単位、連合研究科にあつては修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で教育学研究科あるいは連合研究科において修得した単位とみなすことがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第42条 教育上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、本学の大学院で修得した単位以外のものについては、教育学研究科にあつては15単位を、連合研究科にあつては前条第3項の規定により連合研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 学籍

（入学の時期）

第43条 大学院の入学は、第12条の規定を準用する。

（入学資格）

第44条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）大学を卒業した者

（2）その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者の選考）

第45条 入学者の選考は、選抜試験により行う。

2 選抜試験の合格者は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（入学の許可及び入学の宣誓）

第46条 入学の許可及び入学の宣誓は、第15条及び第16条の規定を準用する。

（再入学）

第47条 第49条に規定する退学した者並びに第52条第1項第1号及び第4号に規定する除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

（転入学）

第48条 転入学は、第18条の規定を準用する。

（願い出による退学、転学）

第49条 願い出による退学又は転学は、第20条の規定を準用する。

（休学、復学）

第50条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上休学しようとするとき、又は休学期間中にその理由が消滅し復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

（休学期間及び休学期間の取扱い）

第51条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のあるときは、許可を得て2年を限り更新することができる。

2 休学の期間は、通算2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(除籍)

第52条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、納付しない者
- (2) 第37条第4項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 成業の見込みがないと認められる者
- (4) 行方不明となった者
- (5) 死亡した者
- (6) 納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

第7節 修了及び学位

(修了の要件)

第53条 修了の要件は、教育学研究科にあっては別に定める各コースの修了に必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第37条第1項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、大学院の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 連合研究科にあっては46単位以上を修得することとする。

(修了の認定、学位)

第54条 前条による修了の要件を満たす者について、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定し、教育学研究科にあっては修士の学位、連合研究科にあっては教職修士（専門職）の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状)

第55条 教育職員免許状の取得については、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第57条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第59条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようと志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人留学生については、第31条の規定を準用する。

(規定の準用)

第61条 大学院における研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生については、本節の規定によるほか第1章及び第2章に定める規定を準用する。

第3章 専攻科

第1節 目的

（専攻科の目的）

第62条 大阪教育大学特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）は、大学教育の基礎の上に精深な程度において学芸に関する事項を研究教授し、指導的教育者を養成することを目的とする。

第2節 構成

（専攻科）

第63条 専攻科に特別支援教育専攻を置く。

第3節 定員

（定員）

第64条 特別支援教育専攻の定員は、30人とする。

第4節 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第65条 専攻科における学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、教育課程、履修方法等

（修業年限）

第66条 専攻科の修業年限は1年とし、在学の期間は2年を超えることができない。

（授業の方法）

第67条 専攻科の授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。

第6節 学籍

（入学資格）

第68条 専攻科に入学することのできる者は、幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校教諭の普通免許状のいずれかを有する者であって、次の各号の一に該当するものとする。

（1）大学を卒業した者

（2）その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条第2項の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の時期等）

第69条 専攻科における学籍に関しては、第1章第6節の規定を準用する。ただし、第13条、第17条、第18条、第19条、第21条並びに第23条第1項ただし書き及び第2項は除く。

第7節 修了等

（修了）

第70条 専攻科に1年以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者には修了証書を授与する。

（教育職員免許状）

第71条 教育職員免許状の取得については、別に定める。

第4章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその納付方法)

第72条 授業料、入学料及び検定料の額並びにその納付方法に関し、必要な事項は別に定める。

2 退学する場合は、その学期の授業料を納付しなければならない。

3 停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第73条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、返還することがある。

(入学料、授業料の免除又は徴収猶予並びに検定料の免除)

第74条 特別の事情がある者については、別に定めるところにより、その入学料又は授業料を免除又は徴収猶予することがある。

2 特別の事情がある者については、別に定めるところにより、その検定料を免除することがある。

3 1学期を通じて休学した場合は、その学期の授業料を免除する。

第5章 賞罰

(表彰)

第75条 学生で学術、課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範とする者があるときは、学長が表彰する。

2 表彰に関し、必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第76条 懲戒は、次の各号の一に該当する者に加える。

(1) 本学の規則に違反した者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(4) 正当の理由がなくて出席常でない者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

(停学期間の取扱い)

第77条 停学期間が3月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第6章 学生宿舍

(学生宿舍)

第78条 本学に学生宿舍を置く。

2 学生宿舍の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第7章 履修証明書を交付する特別の課程

(履修証明プログラム)

第79条 本学は、学校教育法第105条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 履修証明プログラムを修了した者には、修了の事実を証する証明書を交付する。

3 前2項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第80条 地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

第9章 雑 則

(その他)

第81条 この学則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月31日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第73条の改正規定は、平成19年度入学志願者から適用する。
- 2 教育学部の障害児教育教員養成課程及び大学院の障害児教育専攻は、改正後の学則第2条第2項及び第34条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該課程・専攻に在学する者が当該課程・専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 教育学部の特別支援教育教員養成課程及び障害児教育教員養成課程の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	収容定員		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特別支援教育教員養成課程	45	90	135
障害児教育教員養成課程	135	90	45

- 4 大学院各専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成19年度にあっては、次の表のとおりとする。

専 攻	収容定員
学校教育専攻	32
国語教育専攻	20
社会科教育専攻	36
数学教育専攻	16
理科教育専攻	36
英語教育専攻	12
家政教育専攻	16
音楽教育専攻	22
美術教育専攻	24
保健体育専攻	20
特別支援教育専攻	12
障害児教育専攻	12

技術教育専攻	6
養護教育専攻	6
実践学校教育専攻	50
健康科学専攻	46
総合基礎科学専攻	28
国際文化専攻	24
芸術文化専攻	24
計	442

附 則

この規則は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附 則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

- この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
- 教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程は、改正後の学則第２条第２項の規定にかかわらず、平成２２年３月３１日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 教育学部の学校教育教員養成課程、小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程の収容定員は、改正後の学則第４条の規定にかかわらず、平成２２年度から平成２４年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	収容定員		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学校教育教員養成課程	395	790	1,185
小学校教員養成課程	870	580	290
中学校教員養成課程	315	210	105

附 則

この規則は、平成２２年６月１６日から施行する。

附 則

この規則は、平成２３年１２月７日から施行し、改正後の第７４条第２項の規定は平成２３年３月１１日から適用する。

附 則

この規則は、平成２４年７月１１日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 研究科各専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成27年度にあつては、次の表のとおりとする。

専 攻	収容定員
学校教育専攻	31
国語教育専攻	14
社会科教育専攻	31
数学教育専攻	15
理科教育専攻	32
家政教育専攻	11
音楽教育専攻	23
美術教育専攻	22
特別支援教育専攻	22
実践学校教育専攻専攻	45

- 3 連合研究科高度教職開発専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成27年度にあつては、30名とする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 3 平成29年度以降の第二部第3年次編入学者については、なお従前のとおりとする。
- 4 教育学部の幼稚園教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、教養学科及び第二部小学校教員養成課程は、改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日（第二部第3年次編入学者については平成31年3月31日）に当該課程・学科に在学する者が当該課程・学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 教育学部の初等教育教員養成課程幼児教育専攻及び小学校教育専攻昼間コース並びに教育協働学科、幼稚園教員養成課程、特別支援教育教員養成課程及び教養学科の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度
初等教育教員養成課程	幼児教育専攻		15	30	45
	小学校教育専攻	昼間コース	45	90	135
学校教育教員養成課程			1,605	1,630	1,655
教育協働学科			350	700	1,050
幼稚園教員養成課程			45	30	15
特別支援教育教員養成課程			135	90	45

教養学科	1,215	810	405
------	-------	-----	-----

- 6 教育学部の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース及び第二部小学校教員養成課程の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成29年度から平成32年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員			
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
初等教育教員養成課程	小学校教育専攻	夜間コース (5年課程)	40	80	120 (3年次) 25	160 (3年次) 50
第二部小学校教員養成課程			160 (3年次) 150	120 (3年次) 150	80 (3年次) 100	40 (3年次) 50

- 7 大阪教育大学卒業に関する規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 教育学研究科学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、英語教育専攻、家政教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、特別支援教育専攻、技術教育専攻、養護教育専攻及び実践学校教育専攻は、改正後の学則第34条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 連合研究科高度教職開発専攻並びに教育学研究科学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、英語教育専攻、家政教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、特別支援教育専攻、技術教育専攻、養護教育専攻及び実践学校教育専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、平成31年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

専 攻	収容定員
高度教職開発専攻	180
学校教育専攻	15
国語教育専攻	6
社会教育専攻	15
数学教育専攻	7
理科教育専攻	14
英語教育専攻	6
家政教育専攻	5
音楽教育専攻	11
美術教育専攻	10
保健体育専攻	10

特別支援教育専攻	10
技術教育専攻	3
養護教育専攻	3
実践学校教育専攻	15

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 3 教育学教育学研究科健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻及び芸術文化専攻は、改正後の学則第34条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日時点で当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまで、存続するものとする。
- 4 教育学研究科健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻及び芸術文化専攻の収容定員は、改正後の学則第35条第1項の規定にかかわらず、令和3年度にあっては、次の表のとおりとする。

専攻	収容定員
高度教育支援開発専攻	50
健康科学専攻	21
総合基礎科学専攻	16
国際文化専攻	12
芸術文化専攻	12

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 3 令和6年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第3年次編入学者については、なお従前のとおりとする。
- 4 教育学部の初等教育教員養成課程は、改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日（初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第3年次編入学者については令和8年3月31日）に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 教育学部の学校教育教員養成課程幼小教育専攻、次世代教育専攻、教科教育専攻及び特別支援教育専攻並びに初等教育教員養成課程幼児教育専攻及び小学校教育専攻昼間コースの収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校教育教員養成課程	幼小教育専攻		480	960	1,440
	次世代教育専攻				
	教科教育専攻				
	特別支援教育専攻				
初等教育教員養成課程	幼児教育専攻		45	30	15
	小学校教育専攻	昼間コース	135	90	45

6 教育学部の学校教育教員養成課程小学校教育（夜間）5年専攻及び初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コースの収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	コース	収容定員			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学校教育教員養成課程	小学校教育（夜間） 5年専攻		40	80	120 (3年次) 25	160 (3年次) 50
初等教育教員養成課程	小学校教育専攻	夜間コース (5年課程)	160 (3年次) 75	120 (3年次) 75	80 (3年次) 50	40 (3年次) 25

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 3 教育学部の教育協働学科の収容定員は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度の間にあっては、次の表のとおりとする。

課程又は学科	専攻	収容定員		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
教育協働学科	教育イノベーション専攻	350	700	1,050
	教育コミュニティ支援専攻			
	グローバル教育専攻			

大阪教育大学教育学部履修規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪教育大学教育プログラム規程第7条第2項の規定に基づき、大阪教育大学教育学部（以下「学部」という。）における教育課程の編成及び履修方法等について必要な事項を定める。

（教育課程の編成）

第2条 学部は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（学生の所属）

第3条 学生は、学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程、教育協働学科のうち、別表1に定めるいずれかの専攻またはコース（以下「専攻等」という。）に所属するものとする。

（授業科目等）

第4条 学部において開設する授業科目は、別表2のとおりとする。

2 前項に定める授業科目と単位数は、別表3のとおりとする。

3 前項に定める授業科目のうち、基盤教養科目の分野別科目として開講する授業科目は別に定める。

4 教育協働学科において、教育職員免許状取得に関する科目として開設する授業科目は、別表4のとおりとする。

5 学部において、学校図書館司書教諭資格取得に関する科目として開設する授業科目は、別表5のとおりとする。

6 第2項に定める授業科目のうち、学則第10条の2により認定する遠隔授業科目として開設する授業科目は、別表6のとおりとする。なお、基盤教養科目の分野別科目における遠隔授業科目は、第3項により、別に定める。

（履修基準及び卒業に必要な単位数）

第5条 各課程及び学科等の履修基準及び卒業に必要な単位数は、別表7のとおりとする。

（他の専攻等の授業科目の履修）

第6条 学生は、必要に応じて所属する専攻等以外の授業科目、第4条第5項に定める学校図書館司書教諭資格に関する授業科目及び単位互換協定等に基づく他大学等開設科目を履修することができるものとし、前条に規定する卒業要件単位数に含めることができるものとする。

2 学生は、別に定めるところにより、大阪教育大学大学院が開設する授業科目を履修することができるものとし、前条に規定する卒業に必要な単位数には含まないものとする。

（単位の計算基準）

第7条 単位の計算基準は、別に定める。

（成績評価基準の明示等）

第8条 学部は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 定期試験とその成績評価基準等は、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第9条 学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（履修申請）

第10条 学生は、当該学期内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところにより、履修の申請をしなければならない。

（単位の認定）

第11条 単位の認定については、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 学則第24条第1号及び第6号の一の規定により除籍された者については、当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

3 前項の規定にかかわらず、学則第24条第1号の規定により除籍された者が、大阪教育大学再入学に関する規程に基づき再入学した場合の単位の取扱いは、当該規程の定めるところによる。

（学修成果の評価）

第12条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレードポイント（以下「GP」という。）を与え、

これに基づき成績評価の平均値（以下「GPA」という。）を算出する。

2 GP及びGPAの算出方法等については、別に定める。

（不正行為）

第13条 第8条第3項に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、別に定める処置を行うものとする。

2 不正行為の防止と対応については、学長が別に定める。

（教育職員免許状）

第14条 学生の所属する専攻等の区分に応じ、必要な単位数を修得することによって授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、別表8のとおりとする。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日以前に入学した者に係る所属、授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数、学修成果の評価、教育職員免許状については、第12条、第14条、別表1、別表2、別表3、別表4、別表7及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成29年度以降の第二部第3年次編入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 教育協働学科教育心理学専攻の平成29年度入学生に適用する別表3については、なお従前の例による。

3 改正後の別表4については、教育協働学科の平成29年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に本学に在学している者に係る教育課程については、その者が卒業するまでの間、なお従前の例による。平成31年度及び平成32年度に入学した第3年次編入学者のうち、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）附則第5条及び第6条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受ける者に係る教育課程についても、同様とする。

3 この規程の施行前に本学に在学している者で、卒業するまでに改正前の別表3及び別表4に規定する科目について、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得した者は、改正後の別表3及び別表4に規定された科目について、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得したものとみなす。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入学した者に係る授業科目等については、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日以前に入学した者に係る授業科目等については、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日以前に入学した者に係る授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数につい

ては、別表 3、別表 4 及び別表 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規程の施行前に本学に在学している者で、卒業するまでに改正前の別表 3 及び別表 4 に規定する科目において、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得した者は、改正後の別表 3 及び別表 4 に規定された科目において、教育職員免許状の種類ごとの単位を修得したものとみなす。
- 4 令和 4 年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第 3 年次編入学者については、別表 3 の規定にかかわらず、教職専門科目を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前に入学した者に係る授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数については、別表 2、別表 3 及び別表 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に入学した者に係る所属、授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数、教育職員免許状については、改正後の第 3 条、第 4 条、別表 7 及び別表 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第 3 年次編入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前に入学した者に係る所属、授業科目等、履修基準及び卒業に必要な単位数、教育職員免許状については、改正後の第 3 条、第 4 条、別表 7 及び別表 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1（第 3 条関係）

別表 2（第 4 条第 1 項関係）

別表 3（第 4 条第 2 項関係）

別表 4（第 4 条第 4 項関係）

別表 5（第 4 条第 5 項関係）

別表 6（第 4 条第 6 項関係）

別表 7（第 5 条関係）

別表 8（第 14 条関係）

別表 1（第 3 条関係）

課程・学科	専攻	コース
学校教育教員養成課程	幼小教育専攻	幼児教育コース 小学校教育コース
	次世代教育専攻	教育探究コース I C T 教育コース
	教科教育専攻	国語教育コース 英語教育コース 社会科教育コース 数学教育コース 理科教育コース 技術教育コース 家政教育コース 保健体育コース 音楽教育コース 美術・書道教育コース
	特別支援教育専攻	
	小学校教育（夜間）5 年専攻（編入学含む）	
養護教諭養成課程		
	教育イノベーション専攻	数理・知能情報コース
		環境安全科学コース
	教育コミュニティ支援専攻	心理科学コース
		スポーツ健康コース
		芸術表現コース
	グローバル教育専攻	日本語教育コース
		国際協働英語コース

別表 2 (第 4 条第 1 項関係)

教養教育科目群	導入科目
	基盤教養科目
	グローバル教育科目
	体育科目
	情報活用科目
教職教育科目群	教職基礎科目
	教職専門科目
	フラッグシップ指定科目
	保育内容指導法科目
	初等教科教育法科目
	中等教科教育法科目
	学校インターンシップ科目
専攻専門科目群	幼稚園教育専門科目
	領域専門科目
	小学校教科専門科目
	系列専門科目
	専攻共通科目
	コース専門科目
	特別支援教育専門科目
	養護教育専門科目
教育協働科目群	教育理解科目
	協働共通科目
	課題探究プログラム科目
専門教育科目群	専攻共通科目
	専攻分野科目
卒業研究	

別表 3 (第4条第2項関係)

①教養教職科目群 (教育協働学科) ・教育協働科目群

科目区分		授業科目名称	単位数
教養教育科目群	導入科目	スタディスキル入門	1
	基盤教養科目 (分野別科目)	思索と芸術	1
		国際と地域	1
		歴史と社会	1・2
		人間と生活	1
		生命と環境	1
		数理情報と自然	1
		教育とキャリア	1
		多様性と共生社会	1
	グローバル教育科目	英語 I a	1
		英語 I b	1
		英語 II a	1
		英語 II b	1
		ドイツ語 I a	1
		ドイツ語 I b	1
		ドイツ語 II a	1
		ドイツ語 II b	1
		フランス語 I a	1
		フランス語 I b	1
		フランス語 II a	1
		フランス語 II b	1
		中国語 I a	1
		中国語 I b	1
		中国語 II a	1
		中国語 II b	1
		外国語コミュニケーション	2
		韓国語 I a	1
		韓国語 I b	1
		韓国語 II a	1
		韓国語 II b	1
		日本語 I a	1
		日本語 I b	1
		日本語 I c	1
		日本語 II a	1
		日本語 II b	1
		日本語コミュニケーション	2
		国際協働学習	1

別表3（第4条第2項関係）

①教養教職科目群（教育協働学科）・教育協働科目群

科目区分			授業科目名称	単位数
	体育科目		スポーツ実技 a	1
			スポーツ実技 b	1
	情報活用科目		情報活用基礎Ⅰ	1
			情報活用基礎Ⅱ	1
			情報活用基礎Ⅲ	1
教育協働科目群	教育理解科目	必修科目	教育基礎セミナー	1
			教育総論	1
			発達と学習の心理学	2
			ダイバーシティと教育	1
			現代社会と子どもの権利	1
			多様な子どもとインクルーシブ教育	1
			外国人の子どもの理解と支援	1
			学校の役割と経営	1
			学校安全	2
		選択必修科目	特別支援教育の基礎	1
			現代社会と教育	2
			教育データの活用Ⅰ	1
			教育データの活動Ⅱ	1
	協働共通科目	必修科目	教育協働概論Ⅰ	2
			教育協働概論Ⅱ	2
			キャリア形成論Ⅰ	1
			キャリア形成論Ⅱ	1
			アントレプレナーシップ概論Ⅰ	1
			アントレプレナーシップ概論Ⅱ	1
			教育コラボレーション演習	2
		選択必修科目	教育協働とキャリア	1
			ライフプランニング	1
			地域社会と協働	2
			教育協働実践デザイン演習	2
			企業と連携した地域振興	1
			キャリア形成のための金融ファイナンス学	1
			社会から考える教育課題	1
			コミュニケーション実践演習（英語）	2
			コミュニケーション実践演習（ドイツ語）	2
			コミュニケーション実践演習（フランス語）	2
			コミュニケーション実践演習（中国語）	2
			コミュニケーション実践演習（日本語）	2
		選択科目	連携協働活動演習	1

別表 3 （第4条第2項関係）

①教養教職科目群（教育協働学科）・教育協働科目群

科目区分			授業科目名称	単位数
	課題研究 プログラム 科目プロ	必修科目	創造探究演習Ⅰ	1
			創造探究演習Ⅱ	1
			創造探究演習Ⅲ	2
			創造探究演習Ⅳ	2
卒業研究				4

別表 3 (第4条第2項関係)

②専門教育科目群 (教育イノベーション専攻_数理・知能情報コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
専門教育科目群	専攻共通科目	選択必修科目	数理科学教育とプレゼンテーション	2
			生活環境と安全入門	2
			安全な生活環境のデザイン	2
			サイエンスコミュニケーション概論	2
			A I と情報社会	2
			サイエンス活動指導論	2
	専攻分野科目	必修科目	線型代数学A	2
			線型代数学B	2
			微分積分学A	2
			微分積分学B	2
			情報処理演習	2
		選択科目	情報倫理	2
			解析学基礎	2
			代数学基礎	2
			データサイエンス I	2
			情報理論	2
			数理情報	2
			メディア表現とコミュニケーション	2
			マルチメディア教材開発	2
			情報通信ネットワーク I	2
			情報通信ネットワーク I 演習	2
			計算機科学	2
			プログラミングとグループワーク I	2
			プログラミングとグループワーク II	2
			A I 概論	2
			プログラム言語	2
			代数学A	2
			代数学B	2
			幾何学A	2
			幾何学B	2
			解析学A	2
			解析学B	2
			確率・統計	2
			確率・統計続論	2
			データサイエンス II	2
			データ構造とアルゴリズム	2
			システムソフトウェア	2
			情報通信ネットワーク II	2

別表 3 (第4条第2項関係)

②専門教育科目群 (教育イノベーション専攻_数理・知能情報コース)

科目区分			授業科目名称	単位数
			情報通信ネットワークⅢ	2
			マルチメディア技術と教育	2
			メディアデザイン演習	2
			ロボット教材とプログラミングA	1
			ロボット教材とプログラミングB	1
			ソフトフェア設計・開発	2
			データベース演習	2
			代数学Ⅰ	2
			代数学Ⅱ	2
			幾何学Ⅰ	2
			幾何学Ⅱ	2
			解析学Ⅰ	2
			解析学Ⅱ	2
			統計活用	2
			数理探究	2
			AⅠ・機械学習	2

別表 4 (第4条第4項関係)

教育職員免許状取得に関する科目

区分	授業科目	単位数
教職に関する科目	教職へのとびら	1
	教育課程論 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1
	道德教育論	2
	総合的な学習の時間の指導法	1
	特別活動論	1
	教育方法論	1
	ICT活用の理論と方法	1
	生徒指導論	1
	進路指導論	1
	教育相談の理論と方法	1
	中等国語科教育法Ⅰ	2
	中等国語科教育法Ⅱ	2
	中等国語科教育法Ⅲ	2
	中等国語科教育法Ⅳ	2
	数学科教育法Ⅰ	2
	数学科教育法Ⅱ	2
	数学科教育法Ⅲ	2
	数学科教育法Ⅳ	2
	情報科教育法Ⅰ	2
	情報科教育法Ⅱ	2
	中等理科教育法Ⅰ	2
	中等理科教育法Ⅱ	2
	中等理科教育法Ⅲ	2
	中等理科教育法Ⅳ	2
	中等音楽科教育法Ⅰ	2
	中等音楽科教育法Ⅱ	2
	中等音楽科教育法Ⅲ	2
	中等音楽科教育法Ⅳ	2
	美術科教育法Ⅰ	2
	美術科教育法Ⅱ	2
	美術科教育法Ⅲ	2
	美術科教育法Ⅳ	2
	保健体育科教育法Ⅰ	2
	保健体育科教育法Ⅱ	2
	保健体育科教育法Ⅲ	2
	保健体育科教育法Ⅳ	2
	中等英語科教育法Ⅰ	2
	中等英語科教育法Ⅱ	2

別表 4（第4条第4項関係）

教育職員免許状取得に関する科目

区分	授業科目	単位数
	中等英語科教育法Ⅲ	2
	中等英語科教育法Ⅳ	2
	教育実習(中・高)	5
	教育実習(高)	3
	教職実践演習(中・高)	2
	教科横断と探究学習Ⅰ	1
	ファシリテーターとしての教員Ⅰ	1
	学習者中心の授業デザインⅠ	1

凡例

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の課程で共通開設】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

別表 7（第 5 条関係）

【教育協働学科】

科目 学科	教養教育科目群					教育協働科目群			専門教育科目群		自由選択科目	卒業研究	合計
	導入科目	基盤教養科目	教 育 グ ロ ー コ バ 目 ル	体 育 科 目	情 報 活 用 科 目	教 育 理 解 科 目	協 働 共 通 科 目	課 題 ラ ム 探 索 科 目	専 攻 共 通 科 目	専 攻 分 野 科 目			
各専攻・コース	1	15	8	2	3	14	16	6	8	40	7	4	124

別表8（第14条関係）

課程・学科	専攻	コース等	自専攻・コース科目を履修することにより取得できる免許状	他専攻・コース科目を履修することにより取得できる免許状（※）
教育協働学科	教育イノベーション専攻	数理・知能情報コース	中学校教諭一種免許状〔数学〕 高等学校教諭一種免許状〔数学〕 高等学校教諭一種免許状〔情報〕	
		環境安全科学コース	中学校教諭一種免許状〔理科〕 高等学校教諭一種免許状〔理科〕	
	教育コミュニティ支援教育専攻	心理科学コース		
		スポーツ健康コース	中学校教諭一種免許状〔保健体育〕 高等学校教諭一種免許状〔保健体育〕	
		芸術表現コース	中学校教諭一種免許状〔音楽〕 高等学校教諭一種免許状〔音楽〕 中学校教諭一種免許状〔美術〕 高等学校教諭一種免許状〔美術〕	
	グローバル教育専攻	日本語教育コース	中学校教諭一種免許状〔国語〕 高等学校教諭一種免許状〔国語〕	
		国際協働英語コース	中学校教諭一種免許状〔英語〕 高等学校教諭一種免許状〔英語〕	

※授与資格を取得するための要件は別に定める。

大阪教育大学教育学部基盤教養科目の開講に関する要項（案）

（趣旨）

- 1 この要項は、大阪教育大学教育学部履修規程第4条第3項に基づき、大阪教育大学教育学部における基盤教養科目（分野別科目）の開講科目について定める。

（授業科目等）

- 2 基盤教養科目（分野別科目）として開講する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 3 前項に定める授業科目のうち、学則第10条の2により認定する遠隔授業科目として開講する授業科目は、別表2のとおりとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、別表1の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 3 令和6年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース第3年次編入学者については、別表1の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 項関係）

別表 2（第 3 項関係）

別表 1 (第 2 項関係)

①基盤教養科目 (学校教育教員養成課程 (小学校教育 (夜間) 5 年専攻を除く) ・養護教諭養成課程 ・教育協働学科)

科目区分	授業科目名称	単位数
基盤教養科目 (分野別科目)	[思索と芸術]	
	大阪の近代文学	1
	無頼の近代文学	1
	日本人の宗教観	1
	映画で見る宗教	1
	平安朝文学世界への誘い	1
	平安文学の教科書教材	1
	ドイツ近代文学を読む	1
	ドイツ現代文学を読む	1
	コンサートへの誘い	1
	和歌の表現世界を知る	1
	百人一首の世界	1
	世界文学としての日本文学	1
	文学と社会	1
	ヨーロッパフランスの窓から：社会編	1
	ヨーロッパフランスの窓から：文化編	1
	造形コラボレーション	1
	[国際と地域]	
	日本の社会・言語・文化事情 (課題把握編)	1
	日本の社会・言語・文化の未来 (課題解決編)	1
	国際関係論入門Ⅰ	1
	国際関係論入門Ⅱ	1
	English World A	1
	English World B	1
	日本の法と社会	1
	日本語レトリック入門	1
	日本近代文学読解入門	1
	経済の目で見える地域と暮らし：都市経済論入門	1
	経済の目で見える地域と暮らし：農村経済論入門	1
	異文化理解実地研究Ⅰ	1
	異文化理解実地研究Ⅱ	1
	異文化理解実地研究Ⅲ	1
	異文化理解実地研究Ⅳ	1
	異文化理解実地研究Ⅴ	1
	異文化理解実地研究Ⅵ	1
	世界の教育事情－教科編－	1
	世界の教育事情－地域編－	1
	多言語実践プロジェクト入門	1
	多言語実践プロジェクト研究	1
	[歴史と社会]	
	日本国憲法	2
	部落問題概論 (歴史・教育編)	1

別表 1 (第 2 項関係)

①基盤教養科目 (学校教育教員養成課程 (小学校教育 (夜間) 5 年専攻を除く) ・養護教諭養成課程 ・教育協働学科)

科目区分		授業科目名称	単位数
		部落問題概論 (現代の課題編)	1
		外交史 (第 2 次世界大戦前)	1
		外交史 (第 2 次世界大戦後)	1
	[人間と生活]	現代社会学における理論	1
		現代社会学における方法	1
		スポーツ概論	1
		現場に活かすスポーツ実践論	1
		健康科学への招待 (社会データの考察)	1
		健康科学への招待 (社会課題の解決)	1
		生活環境をさぐる (健康編)	1
		生活環境をさぐる (生活編)	1
		対人関係論	1
		こどもと経済	1
		経済教育実践論	1
		社会と倫理	1
		人間と道徳	1
		大学生のための金融経済リテラシー	1
		消費生活と消費者問題	1
		暮らしの知的財産	1
	[生命と環境]	DNA・遺伝子の生命科学	1
		構造から理解する糖・たんぱく質	1
		地球環境の歴史	1
		地球からの災害と恩恵	1
		共生の生物学	1
		生物と共生社会	1
		ミクロの生物学入門	1
		微生物とヒト	1
		生命科学で学ぶからだのしくみ	1
		生物学と医学の出会い	1
		地球と災害	1
		地球の観測	1
		交通と観光の地図	1
		自然と防災の地図	1
		生物観察入門	1
	[数理情報と自然]	はかってなんぼー学校編 (基礎)	1
		はかってなんぼー学校編 (応用)	1
		科学常識を考える I	1
		科学常識を考える II	1
		科学の基本I	1

別表 1 (第 2 項関係)

①基盤教養科目（学校教育教員養成課程（小学校教育（夜間）5年専攻を除く）・養護教諭養成課程・教育協働学科）

科目区分		授業科目名称	単位数
		科学の基本Ⅱ	1
		論理と数理パズルⅠ	1
		論理と数理パズルⅡ	1
		体験しよう！かがく実験Ⅰ	1
		体験しよう！かがく実験Ⅱ	1
		AⅠとサービスデザイン	1
		算数・数学の趣き	1
	[教育とキャリア]	キャリアデザイン（自己表現）	1
		キャリア形成（教員）	1
		キャリア形成（企業・公務員）	1
		著作権概論	1
		学校教育と著作権	1
		現代学校論	1
		現代教育の課題と展望	1
		ことばと教育	1
		多様性と国際理解教育	1
		個人と国際理解教育	1
		教員のための数学～集合と写像を中心に	1
		教員のための数学～集合の濃度を中心に	1
		環境教育論	1
		持続可能な開発のための教育（ESD）	1
		学校教育における消費者教育	1
		表現教育Ⅰ	1
		表現教育Ⅱ	1
		遊びとスポーツⅠ	1
		遊びとスポーツⅡ	1
		児童の理解と学級づくり	1
		カリキュラムと授業づくり	1
		学校教育と知的財産	1
		探究型学習の実践と研究Ⅰ	1
		探究型学習の実践と研究Ⅱ	1
		演劇的手法によるコミュニケーション演習Ⅰ	1
		演劇的手法によるコミュニケーション演習Ⅱ	1
		子どもの多様性と教育－多様な背景を知る	1
		子どもの多様性と教育－多様なニーズを知る	1
		地域連携・人権フィールド入門Ⅰ	1
		地域連携・人権フィールド入門Ⅱ	1
		ことばの獲得と運用	1
		子どもの言語教育	1

別表 1 (第 2 項関係)

①基盤教養科目 (学校教育教員養成課程 (小学校教育 (夜間) 5 年専攻を除く) ・養護教諭養成課程 ・教育協働学科)

科目区分		授業科目名称	単位数
		企業と連携した専門職業人養成講座 A	1
		企業と連携した専門職業人養成講座 B	1
		アクティブ・ラーニング入門 I	1
		アクティブ・ラーニング入門 II	1
		課題探究型 STEAM 教育	1
		包括的性教育ー国際基準から考える性と健康	1
		不登校の理解と支援	1
		アントレプレナーシップ入門	1
	[多様性と共生社会]	海外文化研究 I	1
		海外文化研究 II	1
		「障害」者と人権 (歴史編)	1
		「障害」者と人権 (個別課題編)	1
		ジェンダーと性の多様性ー私から考える編	1
		ジェンダーと性の多様性ー社会を読み解く編	1
		共生社会の創造とソーシャルワークの役割	1
		共生社会の創造とソーシャルワークの実践	1
		異文化間コミュニケーション	1
		異文化間コミュニケーションの実践演習	1
		多文化共生概論 (歴史編)	1
		多文化共生概論 (現代社会編)	1
		障がいとアクセシビリティ	1
		多文化社会で育つ子どもの教育	1
		多文化社会で育つ子どもの日本語指導法	1
		ワークショップで学ぶ・人権尊重スキル	1
		ワークショップで学ぶ・人権これだけは！	1
		人権ワークショップ・社会を読み解くキーワード	1
		人権ワークショップ・時事問題とメディア	1

大阪教育大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、大阪教育大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び教職修士（専門職）とする。

2 前項の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記する。

第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に対し授与する。

(学士の学位の授与)

第4条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、学位記（別記様式第1号）を交付するものとする。

第3章 修士の学位

(修士の学位授与の要件)

第5条 修士の学位は、本学大学院教育学研究科修士課程を修了した者に対し授与する。

(修士の学位論文の提出)

第6条 修士の学位論文は、本学大学院教育学研究科長（以下「教育学研究科長」という。）に提出するものとする。ただし、必要により参考論文若しくは特定の課題研究の成果を添付することができる。

(審査委員会)

第7条 教育学研究科長は、修士の学位論文を受理したときは、その審査を運営委員会に付託し、運営委員会は、審査委員会を設置し、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

(最終試験)

第8条 最終試験は、修士の学位論文の審査が終わった後に修士の学位論文を中心としてこれに関連ある科目について筆記又は口頭によって行う。

(教育学研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、修士の学位論文の審査及び最終試験の結果を教育学研究科委員会に報告しなければならない。

(教育学研究科委員会の審議)

第10条 教育学研究科委員会は、前条の報告に基づき、修了並びに学位授与の可否について審議する。

(教育学研究科長の報告)

第11条 教育学研究科長は、前条の規定による審議結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(修士の学位の授与)

第12条 学長は、前条の規定による報告を受け修了を認定し、学位を授与するものとする。

2 学長は、修士の学位を授与すべき時は、学位記（別記様式第2号）を交付するものとする。

第4章 教職修士（専門職）の学位

(教職修士（専門職）の学位授与の要件)

第13条 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院連合教職実践研究科専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）を修了した者に対し授与する。

(連合教職実践研究科委員会の審議)

第14条 連合教職実践研究科委員会は、教職大学院の課程の修了並びに学位授与の可否について審議する。

（連合教職実践研究科長の報告）

第15条 連合教職実践研究科長は、前条の規定による審議結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

（修士の学位の授与）

第16条 学長は、前条の規定による報告を受け修了を認定し、学位を授与するものとする。

2 学長は、教職修士（専門職）の学位を授与すべき者には、学位記（別記様式第3号）を交付するものとする。

第5章 補則

（専攻分野の付記）

第17条 学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称の変更）

第18条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、当該学位名に「大阪教育大学」の名称を付記しなければならない。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 3 平成29年度以降の第二部3年次編入入学者については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。

附 則

この規程は、令和元年11月5日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、なお従前のとおりとする。
- 3 令和6年度以降の初等教育教員養成課程小学校教育専攻夜間コース3年次編入学者については、なお従前のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

学位	学部，研究科名	専攻分野の名称	備 考
学士	教育学部	教育学	教員養成課程
			教育協働学科
修士	教育学研究科	教育学	高度教育支援開発専攻
教職修士（専門職）	連合教職実践研究科		高度教職開発専攻

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第12条第2項関係）

別記様式第3号（第16条第2項関係）